

市職員募集

宇城市職員の採用試験を行います。

◆大卒者(2020年3月卒業見込み含む)対象

	申し込み 受付期間	1次試験日	募集職種・採用人数		
			事務職	土木・建築 技術者	民間企業経験者 (法務、財務、税務、 土木、建築、機械、情報)
A	4月1日㊟ ～22日㊟	4月25日㊟～5月15日㊟ ※テストセンター方式	15人程度	3人程度	2人程度
B	6月17日㊟ ～7月3日㊟	8月17日㊤ ※教養・専門試験方式	5人程度	2人程度	1人程度

◆任期付職員

	申し込み 受付期限	1次試験日	職種	主な業務内容	採用 人数	任用 期間
任期付職員	4月12日㊟	書類選考	学芸員	埋蔵文化財調査、整理 作業、報告書作成	1人	1年 以下
任期付短時間 勤務職員		4月20日㊤	事務職 (障がい)	積算検算、書類整理、 データ入力	4人 程度	3年 以下

詳しくは、市ホームページなどでご確認ください。

図 総務課 人事係 ☎32-1798

事業名	補助率	補助額上限
耐震改修設計	2/3以内	20万円
耐震改修工事	50%以内	60万円
耐震改修設計 + 耐震改修工事	80%以内	100万円
建て替え工事	50%以内	20万円
耐震 シェルター工事		

市では、安心して住み続けられる住まいを確保するため、自宅の耐震化を支援しています。

対象住宅(共通条件)

次の全てに該当するもの

- ・戸建て木造住宅
- ・住宅所有者が現に住んでいる
- ・在来軸組構法、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)または伝統的構法で建築されている
- ・地上階数が3以下

昭和56年5月31日以前に着工した、または熊本地震で罹災したことが確認できる

自宅の耐震性の確認と耐震化を支援します

募集開始日 4月15日㊟

受付時間 9時～12時、13時～16時

受付場所 都市整備課 都市計画係

必要書類

補助申請書、費用の見積書など

※事業ごとの条件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業

耐震改修の必要性は、県の戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業を利用して確認できます。申込書は県庁ホームページからダウンロードできます。市都市整備課でも配付しています。

平成28年4月14日～平成29年9月30日に補助を受けずに実施された耐震診断は、さかのぼって補助を受けることができる場合があります。

自己負担額 5500円、または1万9000円

派遣事業についての問い合わせ先

県建築課

☎096(333)2535

申し込み先

(一財)熊本県建築住宅センター

☎096(385)0771

図 都市整備課 都市計画係

☎(32)1694

緊急輸送道路沿道建築物耐震化費用の一部補助

緊急輸送道路に面する建築物の、耐震化工事にかかる費用の一部を補助します。

緊急輸送道路 国道3号・57号・218号・266号、県道14号

(八代鏡宇土線)・52号(小川泉線)・338号(八代不知火線)

補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工され、地震で倒壊した場合に道路をふさぐ恐れのあるもの。

詳しくはお問い合わせください。

	補助対象経費	補助額
耐震診断	1,030～3,600円/㎡ × 延べ床面積 上限300万円	対象経費の 2/3以内
改修設計	上限300万円	

※4月15日㊟から相談受け付け開始。

申込時期によっては、翌年度までお待ちいただくこともあります。

図 都市整備課 都市計画係

☎(32)1694

危険ブロック塀などの撤去を支援します

地震時の人身事故防止や避難経路確保のため、「危険ブロック塀など」の撤去費用を補助します。

対象

対象となるブロック塀などを所有し、市税を滞納していない人

受付期間 4月15日㊟～6月14日㊟

補助対象となるブロック塀など

次の全てに該当するもの

- ・建築基準法上の道路、学校保健安全法上の通学路や災害対策基本法上の避難路に面するもの
- ・ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上のもの
- ・ブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの
- ・補助要綱で点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

補助率 対象経費の10/10以内

補助限度額 20万円または撤去するブロック塀などの長さに1万2000円を乗じて得た額のいずれか低い額

詳しくはお問い合わせください。

図 都市整備課 都市計画係

☎(32)1694

非課税世帯へ熊本地震の義援金を追加配分します

対象 熊本地震で全壊、大規模半壊、半壊した世帯、または被災者生活再建支援金を支給された解体世帯のうち、平成30年度の住民税が全員非課税の世帯。

ただし、住民税が課されている別世帯の人の扶養親族などのみで構成される世帯(高齢者または障がい者がいる世帯は除く)は対象としない。

配分額

全壊・解体世帯 20万円

半壊(未解体)世帯 10万円

受付期間 4月10日㊟

～2020年3月31日㊟

集中受付期間 申請開始当初は、混雑が予想されるため、次のとおり集中受付期間を設けます。

地区	集中受付期間
豊野町	4月10日㊟～12日㊟
三角町	4月15日㊟～17日㊟
不知火町	4月18日㊟～22日㊟
小川町	4月18日㊟～22日㊟
松橋町	4月23日㊟～26日㊟

※受け付けは平日のみです。

申請書配布・申請場所

市役所新館 第5会議室

申請時間 9時～12時、13時～16時

詳しくはお問い合わせください。

図 社会福祉課 地域福祉係

☎(32)1387

し尿汲み取り料金が変わります

6月1日㊤から、し尿汲み取り料金が変わります。

料金(税抜き)

(旧)10円/ℓ ↓ (新)12円/ℓ

図 左の許可業者にお問い合わせください。三角町と松橋町は、区域で許可業者が異なります。

区域	許可業者	電話番号
三角町	親和	☎53-0121
	三角環境	☎52-4150
不知火町	オカムラ	☎33-0131
豊野町		
松橋町	松清	☎33-4659
小川町	小川清掃	☎43-0471